

相談機関名	広島いのちの電話
所在地	<p>住所 〒730-0013          広島市中区八丁堀 7-11 広島YMCA内</p> <p>事務局電話 082-221-3113</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談電話 082-221-4343</li> <li>・全国自殺予防いのちの電話 0120-783-556          毎月10日 午前8時～翌日午前8時</li> <li>・全国自殺予防毎日コロナフリーダイヤル 0120-783-556          毎日 午後4時～午後9時</li> <li>・広島県自殺予防いのちの電話 0120-375-568          毎月20日 午前8時～午後8時</li> </ul>
ホームページ アドレス	<a href="http://hiroshima-ikiru.jp">http://hiroshima-ikiru.jp</a>
相談日時	年中無休 24時間
相談内容	「いつでも・どこからでも・自殺防止を中心とした、いのちに関わる悩みを直接電話で」
相談料	無料
相談方法	電話してください。
その他	

相談機関名	独立行政法人 自動車事故対策機構 広島主管支所
所在地	住所 〒733-0036 広島市西区観音新町 2-4-25 第一菱興ビル 1階 TEL 082-297-2255 FAX082-297-2251
ホームページ アドレス	<a href="https://www.nasva.go.jp">https://www.nasva.go.jp</a>
相談日時	平日（午前9時～午後5時） （但し、第1・3土曜日を開業しております。開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日です。）
相談内容	<p>自動車事故の被害にあわれた方々を支援するため、次のような相談に応じています。</p> <p>① 交通遺児等貸付（無利子） 交通遺児及び重度の後遺障害が残った方のお子さん（0歳～中学卒業まで）に対して育成資金、入学支度金を無利子で貸し付けをします。 ア 一時金 155,000円、 イ 毎月 10,000円又は20,000円 ウ 入学支度金 44,000円</p> <p>② 後遺障害保険金または共済金の一部立替貸付（無利子） 後遺障害が残る場合、その後遺障害について自賠責保険金の支払を請求できる方に対して貸し付けをします。</p> <p>③ 保障金の一部立替貸付（無利子） ひき逃げ事故または無保険車や盗難車が原因の事故による被害者で保障金を請求できる方に対して貸し付けをします。</p> <p>④ 不履行判決等貸付（無利子） 確定判決、執行証書、その他の損害賠償についての債務名義を得ていながら、その弁済を受け取ることができない方に対して貸し付けをします。</p> <p>⑤ 重度後遺障害者介護料の支給 自動車事故が原因で脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため移動、食事、排泄など日常生活動作について常時または随時の介護が必要な状態の方を受給対象として支給します。</p> <p>・介護料支給額 支給額（月額） 特I種 （下限額）85,310円～（上限額）211,530円 I種 （下限額）72,990円～（上限額）166,950円 II種 （下限額）36,500円～（上限額）83,480円</p> <p>・支給期間 申請書を受理した月から介護料を支給する要件が消滅する月まで。</p>
相談料	無料
相談方法	電話又は直接来所してください。

相談機関名	行政困りごとなんでも相談所
所在地	住所 〒730-8501 広島市中区基町 6-27 そごう広島店 9 階 電話 082-223-6030
相談日時	火・水・木・金曜日 午前 10 時～午後 5 時 (土・日・月・祝・そごう広島店の休館日・12/29～1/3 はお休み) 休憩時間は原則午後 1 時～1 時 45 分
相談内容	① 国の行政機関等の仕事（道路、河川、社会福祉、電波通信、登記、郵便事業、相談窓口等）に関する事。 ② 専門相談（原則月 1 回） ○交通事故（第 1 木曜日） ○税金（第 1 金曜日、予約制） ○法律（第 2 金曜日、予約制） ○年金・労働（第 3 木曜日） ○相続・遺言（第 3 金曜日） ○情報公開・行政手続制度（第 4 金曜日） 詳細は、お問い合わせ下さい。
相談料	無料
相談方法	直接来所又は電話してください。 相談申出は、午後 4 時 30 分頃までをお願いします。 法律及び税金相談は 1 か月前より予約を受け付けます。
その他	

相談機関名	婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター (広島県西部こども家庭センター)
所在地	住所 〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目 1-26 電話 082-254-0391 (女性・DV相談)
ホームページ アドレス	<a href="https://www.pref.hiroshima.lg/site/kodomokateicenter/1170806048844.html">https://www.pref.hiroshima.lg/site/kodomokateicenter/1170806048844.html</a>
相談日時	月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、女性やDV被害者に関する相談に応じます。</li> </ul>
相談料	相談は無料です。
相談方法	電話または来所により相談をお受けします。 来所相談を希望される場合は、予約をお願いします。
その他	相談の秘密は守ります。

相談機関名	広島県 休日・夜間電話相談
所在地	電話 082-254-0399
ホームページ アドレス	—
相談日時	毎週月～金曜日 午後5時～午後8時（年末年始を除く） 土・日・祝日 午前10時～午後6時（年末年始を除く）
相談内容	配偶者からの暴力(DV)等に関する相談をお受けします。
相談料	相談は無料です。
相談方法	電話により相談をお受けします。
その他	相談の秘密は守ります。

相談機関名	エソール広島相談事業		
所在地	住所 〒730-0051 広島市中区大手町 1-2-1 おりづるタワー10 階 公益財団法人広島県男女共同参画財団 電話 082-242-5262		
ホームページ アドレス	<a href="https://www.essor.or.jp">https://www.essor.or.jp</a>		
相談区分	電話相談		面接相談（予約制）
	一般相談 082-247-1120	LGBT 相談 082-207-3130	予約受付 082-247-1120
相談内容	・生活上のさまざまな悩みを受け止め、相談者自らが解決の方策を見出せるよう援助します。	・性的指向や性別違和についての悩み等のお話を伺います。 ・ご家族、パートナー、支援者の方からの相談もお受けします。	・主に夫婦・家族の問題について面接に応じます。
相談日時	毎日 午前 10 時～ 午後 4 時 (水・日・祝日・年末年始を除く)	毎週土曜日 午前 10 時～ 午後 4 時 (祝日・年末年始を除く)	毎週金曜日 午後 1 時～ 午後 4 時 (祝日・年末年始を除く)
相談料	無料		
相談方法	面接相談は電話で予約の上来館してください。 受付時間：毎日 午前 10 時～午後 4 時 (水・日・祝日・年末年始を除く)		
その他			

相談機関名	総務省 行政評価局 行政相談
所在地	【廿日市市役所 人権・市民生活課】 住所 〒738-8501 廿日市市下平良一丁目 11-1 電話 0829-30-9147
ホームページ アドレス	<a href="https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/">https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/</a>
相談日時	相談日時は「広報はつかいち」と市ホームページに記載します。
相談内容	行政相談委員が国や JR、NTT、JT などの特殊法人に関する意見・要望などの相談を受け付けます。
相談料	無料
相談方法	来所してください。
その他	

相談機関名	(公財) 暴力追放広島県民会議
所在地	住所 〒730-0011 広島市中区基町 10 番 3 号 広島県自治会館 3 階 相談電話 082-228-5050 FAX 082-511-0111
ホームページ アドレス	—
相談日時	毎週月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前 9 時 30 分～午後 4 時
相談内容	民事介入暴力事案等に豊かな経験と専門的知識を持つ弁護士や暴力相談委員が暴力団やクレーマーに関する困りごと・悩みごとの相談に応じます。 事案によっては、警察に通報したり、弁護士を紹介するなど必要な措置を取って事案の解決に努めています。
相談料	無料
相談方法	電話または来所してください。
その他	個人の秘密は厳守いたします。 恐れず・迷わず・即刻ご相談ください。



相談機関名	総務省行政相談センターきくみみ広島 (総務省中国四国管区行政評価局)
所在地	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 13 階
ホームページ アドレス	—
相談日時	月～金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
相談内容	総務省の行政相談は、国の行政機関や独立行政法人、特殊法人の業務、都道府県・市町村の業務（国の業務の関係など）についての苦情や意見、要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。 例えば、医療保険・年金、社会福祉、雇用、道路、交通機関等に関するご相談を受け付けています。
相談料	無料
相談方法	電話、FAX、インターネット、手紙又は来所によりご相談ください。 電話：082-222-1100      0570-090110 ※相談内容の正確な把握のため、録音させていただきます。 ※平日夜間（午後 5 時 15 分～翌午前 8 時 30 分）及び土・日・祝日は留守番電話で対応します。 FAX：082-228-4955 インターネット： <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html</a> 手紙・来所：上記所在地で受け付けています。
その他	